第15回定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

株式会社ドラフト

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．法令等の遵守に関する基本方針として、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役、監査役及び使用人に周知する。

ｂ．取締役会は、法定事項及び経営上重要な事項について十分に審議し、適法かつ適正に意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

ｃ．監査役監査及び他の業務組織から独立した内部監査室による内部監査を実施し、取締役及び使用人による業務執行が法令、定款及び社内規程に適合して行われているかについて確認する。

ｄ．弁護士・公認会計士等の外部の専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。

ｅ．反社会的勢力との関係遮断のため、不当要求には一切応じず、対応統括組織を定め、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する等、必要な体制を整える。

ｆ．内部通報制度を整備し、コンプライアンス関連の通報・相談を受け付ける。また、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ａ．取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」他の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

ｂ．取締役の職務の執行に係る情報については、取締役、監査役及び会計監査人による閲覧・謄写に供することを前提に保管を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．「リスク管理規程」を定め、リスク管理の方針、体制及びリスク発生時の対応等を明確化する。

ｂ．内部監査室による内部監査を通じて各組織の内部管理体制及びその適正性・有効性を検証・評価し、改善を促すことでリスク管理体制の適正性を確保する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」により明確化する。

b．取締役、監査役他が参加する経営会議を設置し、業務執行状況の適宜把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行う。

c．社内規程により、各組織の分掌事項と職務権限を明確に定めるとともに、その課題と業務量に応じて適切な要員配置を行い、効率的な業務体制を整える。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．子会社管理の主管組織を定め、社内規程に基づき、事前協議及び意思決定を行う。

b．子会社の損益及び財務の状況並びに業務の執行状況については、定期的に報告を求める。

c．管理主管組織及び内部監査室が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

a．財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

b．内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

c．財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役に報告する。

d．必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保

a．監査役又は監査役会より、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）の配置要請があった場合、その補助する業務の内容を監査役と協議の上で、監査役の指揮命令下に監査役スタッフを配置する。

b．監査役スタッフは専任又は兼任とするが、いずれの場合においても監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。

c．監査役は、監査役スタッフの人事評価及び人事異動について意見を述べることができ、代表取締役はこれを尊重する。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a．監査役は、取締役会の他、全ての社内会議に出席する権限を有する。

b．取締役及び使用人は、監査役又は監査役会の求めに応じ、その職務の執行に関する事項について報告を行う。

c．取締役及び使用人は、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監査役又は監査役会に報告を行う。

d．内部監査室における内部監査の情報は、適切に監査役と共有する。

e．監査役又は監査役会に報告した者に対して、当該報告を理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。

b．内部監査室等との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

a．当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力の排除に係る調査実施細則」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

b．整備状況に関しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、取締役及び使用人への啓蒙活動に取り組むとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

取締役が法令、定款及び社内諸規定に則って行動するように徹底しております。社外取締役１名及び社外監査役４名を選任し、また、経営会議に社外取締役及び社外監査役が参加することで、監督機能を強化しております。当事業年度、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保しつつ効率性を高めるため、社外取締役及び社外監査役が常時出席いたしました。

② 内部監査の実施

当事業年度、内部監査室は内部監査計画に基づき、本社において業務監査を実施し、法令並びに社内諸規定の順守状況等について代表取締役へ報告を行いました。

③ 監査役の職務執行

監査役会を12回開催した他、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人及び内部監査室との定期的な会合を設けて監査業務における連携強化を進めており、効率的かつ効果的なモニタリングと助言を通じて、当社のコーポレート・ガバナンスの一翼を担っております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	807,009	787,009	1,402,914	2,996,933	6,741	6,741	5,898	3,009,573
当期変動額								
新株予約権の行使	51	51		102				102
剰余金の配当			△50,184	△50,184				△50,184
親会社株主に帰属する当期純利益			21,116	21,116				21,116
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					5,106	5,106	9,007	14,114
当期変動額合計	51	51	△29,067	△28,965	5,106	5,106	9,007	△14,850
当期末残高	807,061	787,061	1,373,846	2,967,968	11,848	11,848	14,905	2,994,722

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

・連結子会社の数　　２社

・連結子会社の名称　　D-RAWRITE INC.
D-RAWRITE d.o.o Beograd

当連結会計年度において、D-RAWRITE d.o.o Beogradは新規設立のため、連結の範囲に含めております。

⑵　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑶　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・商品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　２～39年

工具、器具及び備品　２～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

ロ．賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補修額を計上しております。

ニ．工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見積額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであります。デザイン事業においては、主にオフィス、商業施設、ビルディング等の内部空間に係るデザイン・設計・施工を行っております。これらのうち、工事契約については、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識することとしております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づく原価比例法によることとしております。なお、当連結会計年度の当社グループの工事契約は、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当しており、一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、工事契約以外のオフィス家具の販売、広告企画業務等については、顧客による検収が完了した時点をもって収益を認識しております。

取引の対価は、主に契約締結時又は履行義務充足時に支払いを要求しており、支払い要求時点から概ね1ヶ月以内に回収していることから、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法によって償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は請負業務に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる部分は工事進行基準を適用し、その他については工事完成基準を適用しておりました。これを当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、業務完了時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当連結会計年度期首残高へ与える影響はありません。また、当連結会計期間の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計期間より契約負債として流動負債「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関 する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。 なお、連結計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．収益認識関係に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはデザイン事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービスの対象領域別に分解した情報は下記のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
オフィス	4,372,825
商業施設・都市計画・環境設計・その他	3,887,343
顧客との契約から生じる収益	8,260,168
その他の収益	27,594
外部顧客への売上高	8,287,762

(注)　その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　⑶会計方針に関する事項　④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 売掛金	1,903,872
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	2,179,706
契約負債(期首残高) 前受金	32,065
契約負債(期末残高) 前受金	6,485

契約負債は、主に工事契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は32,065千円であります。

4．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

（のれんの評価）

（１）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　210,036千円

（２）会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

のれんは過去の企業結合による事業等の取得の結果として発生しており、仮に取得した事業が想定どおりの収益性をもたらさず事業価値の著しい減価がある場合には、減損損失が計上される可能性があります。

のれんを含む固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループ

から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

当社グループは、減損の兆候、特に経営環境の著しい悪化の有無を検討するにあたっては、のれん取得時に作成された事業計画（以下、「事業計画」といいます。）と当期実績値とに著しい乖離がなく、また、当該事業計画の将来部分についても著しい下方修正が必要でないことを確認し、減損の兆候はないものと判断しております。事業計画の将来部分の見積りには、経済環境、市場における競合状況等を織り込んだ収益計画などの不確実性が内在しており、リテーナー契約額並びにスポット契約数及び契約額を収益計画の基礎となる主要な指標としております。

当社グループでは、当連結会計年度におけるのれんを含む固定資産については減損の兆候はなく、減損損失の認識は不要と判断しております。

減損の兆候の判定に用いた条件や仮定は不確実性を伴うため、事業環境の変化等により、上記ののれんを含む固定資産に減損の兆候が識別された場合には、翌連結会計年度以降において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　282,466千円

⑵ 有形固定資産の保有目的変更

当連結会計年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部について販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴う振替額は771百万円（土地577百万円、建物及び構築物186百万円、有形固定資産その他７百万円）であります。

なお、当該資産金額を当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた金額につきましては、売上原価に計上しております。

⑶ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,700,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	1,200,000千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　10,040,000株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月24日定時株主総会	普通株式	50	5	2021年12月31日	2022年3月25日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50	5	2022年12月31日	2023年3月31日

⑶　当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　29,900株

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に設備投資に必要な資金や運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長4年7ヶ月後であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金及び保証金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 敷金及び保証金	480,197	477,985	△2,212
資産計	480,197	477,985	△2,212
⑴ 長期借入金（※２）	406,385	408,511	2,126
負債計	406,385	408,511	2,126

(※1)　現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金および未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)　１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,534,440	－	－	－
売掛金	2,179,706	－	－	－
敷金及び保証金	－	480,197	－	－
合計	3,714,146	480,197	－	－

（注）２．短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	550,000	－	－	－	－	－
長期借入金	123,336	118,336	78,048	60,000	26,665	－
合計	673,336	118,336	78,048	60,000	26,665	－

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	477,985	－	477,985
資　産　計	－	477,985	－	477,985
長期借入金	－	408,511	－	408,511
負　債　計	－	408,511	－	408,511

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

・長期借入金

これらの時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

８．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たりの純資産額　296円79銭

⑵ １株当たりの当期純利益　2円10銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	807,009	787,009	787,009	6,300	1,324,941	1,331,241	2,925,261	5,898	2,931,159
当期変動額									
新株予約権の行使	51	51	51				102		102
剰余金の配当					△50,184	△50,184	△50,184		△50,184
当期純利益					17,915	17,915	17,915		17,915
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								9,007	9,007
当期変動額合計	51	51	51	－	△32,268	△32,268	△32,165	9,007	△23,158
当期末残高	807,061	787,061	787,061	6,300	1,292,673	1,292,673	2,893,095	14,905	2,908,001

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式

移動平均法による原価法

②　棚卸資産

・商品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２年～39年

工具、器具及び備品　２年～15年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、のれんについては５年間の定額法により償却を行っております。また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補修額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見積額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

⑸ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであります。デザイン事業においては、主にオフィス、商業施設、ビルディング等の内部空間に係るデザイン・設計・施工を行っております。これらのうち、工事契約については、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識することとしております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づく原価比例法によることとしております。なお、当事業年度の当社グループの工事契約は、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当し、一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、工事契約以外のオフィス家具の販売、広告企画業務等については、顧客による検収が完了した時点をもって収益を認識しております。

取引の対価は、主に契約締結時又は履行義務充足時に支払いを要求しており、支払い要求時点から概ね1ヶ月以内に回収していることから、重要な金融要素は含んでおりません。

2．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は請負業務に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる部分は工事進行基準を適用し、その他については工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、業務完了時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当事業年度期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等の適用により、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関 する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。 なお、計算書類に与える影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

（のれんの評価）

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん　210,036千円

（２）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

のれんは過去の企業結合による事業等の取得の結果として発生しており、仮に取得した事業が想定どおりの収益性をもたらさず事業価値の著しい減価がある場合には、減損損失が計上される可能性があります。

のれんを含む固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

当社グループは、減損の兆候、特に経営環境の著しい悪化の有無を検討するにあたっては、のれん取得時に作成された事業計画（以下、「事業計画」といいます。）と当期実績値とに著しい乖離がなく、また、当該事業計画の将来部分についても著しい下方修正が必要でないことを確認し、減損の兆候はないものと判断しております。事業計画の将来部分の見積りには、経済環境、市場における競合状況等を織り込んだ収益計画などの不確実性が内在しており、リテーナー契約額並びにスポット契約数及び契約額を収益計画の基礎となる主要な指標としております。

当社グループでは、当事業年度におけるのれんを含む固定資産については減損の兆候はなく、減損損失の認識は不要と判断しております。

減損の兆候の判定に用いた条件や仮定は不確実性を伴うため、事業環境の変化等により、上記ののれんを含む固定資産に減損の兆候が識別された場合には、翌事業年度以降において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

５．貸借対照表に関する注記

⑴ 関係会社に対する金銭債権、及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	32,817千円
短期金銭債務	111,628千円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額　256,704千円

⑶ 有形固定資産の保有目的変更

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部について販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴う振替額は771百万円（土地577百万円、建物及び構築物186百万円、有形固定資産その他７百万円）であります。

なお、当該資産金額を当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた金額につきましては、売上原価に計上しております。

⑷ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,700,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	1,200,000千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費	116,490千円

7．税効果会計に関する注記

⑴ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	△2,033千円
減価償却超過額	18,622千円
完成工事補償引当金	2,449千円
敷金及び保証金	9,392千円
新株予約権	4,564千円
その他	5,084千円
繰延税金資産小計	38,081千円
評価性引当額	△805千円
繰延税金資産合計	37,276千円
繰延税金資産の純額	37,276千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	38.62
住民税均等割	7.19
その他	△1.73
税効果会計適用後の法人税等の負担率	74.70

8．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	D-RAWRITE INC.	(所有) 直接 100.0%	画像制作等の委託 役員の兼任	画像制作等の委託(注)	75,860	未払費用	76,716
子会社	D-RAWRITE d.o.o Beograd	(所有) 直接 100.0%	画像制作等の委託 役員の兼任	画像制作等の委託(注)	40,629	立替金 未払費用	32,817 34,911

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）業務委託費の支払については、市場価格及びフィリピン及びセルビア各国内の物価水準等を勘案して合理的に決定しております。

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

10．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　288円16銭

(2) 1株当たりの当期純利益　1円78銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。